



税務・労務に役立つ NEWS

事務所通信

発行：舘崎税理士・社会保険労務士事務所

〒042-0915 函館市西旭岡町 3-44-6

TEL 0138-85-8436 FAX 0138-85-8437

e-mail tatezaki_kaikei@lake.ocn.ne.jp

12
2021

いつもお世話になっております。

街路樹の落葉が歩道や車道に舞い散る季節になりました。

秋から冬へ、季節の流れは早いものですね。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

厚生労働省より

雇用調整助成金の特例措置延長 令和3年12月31日まで

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年11月30日までを期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきたところですが、先に公表されていた予定のとおり、この特例措置を同年12月31日まで延長することが決まりました（助成額の上限の一部は、段階的に引き下げ）。

これを受けて、次のような案内がありました（令和3年11月24日公表）。

○リーフレット「令和3年12月以降の雇用調整助成金の特例措置等について」を更新しました。

○また、それに伴い、要領等の変更を行いました。

最新の内容をご確認ください。

●リーフレット等

<リーフレット「令和3年12月以降の雇用調整助成金の特例措置等について」を更新しました>

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000782480.pdf>

<雇用調整助成金ガイドブック（簡易版）（令和3年11月24日現在版）>

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000783188.pdf>

●助成金支給要領

<雇用調整助成金支給要領（令和3年11月24日改正）>

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000782472.pdf>

<緊急雇用安定助成金支給要領（令和3年11月24日改正）>

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000782473.pdf>

その他、「雇用調整助成金FAQ」なども、令和3年11月24日現在版に更新されています。

その更新箇所も含め、こちらからもご確認いただけます。

<雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html